

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者

法人名	津軽保健生活協同組合
代表者	健生訪問看護ステーションたまち 統括所長 木村 美香
所在地	青森県弘前市大字野田二丁目 2 番地 1
電話番号	0172-33-7515

2 事業所の概要

事業所名称	指定看護小規模多機能型居宅介護 ナーシングホームたまち
事業所番号	0290200229
所在地	青森県弘前市向外瀬字豊田 292-1
電話番号	0172-55-9724
管理者	布施 愛
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日

3 設備の概要

宿泊室:9 室 全室個室 10.35～10.39 m² (洗面所トイレ付・冷暖房完備)

食堂、居間、台所、浴室、多目的トイレ、消防設備

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	津軽保健生活協同組合が設置経営する指定看護小規模多機能型居宅介護ナーシングホームたまち(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	1 介護度・医療依存度の高い高齢者の方が、住み慣れた地域で生活を継続できるように通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、本人の意思を尊重しながら個別のかつ安全・安心な質の高いサービスを提供します。 2 利用者が可能な限り自宅で自分らしい生き方ができるように、利用者の意思・人格の尊厳を守り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。 3 主治医と密接に連携を取り、訪問看護指示書に基づき適切な看護を提供することで、医療依存度の高い利用者が可能な限り在宅で生活できるよう支援します。 4 事業所では、家庭的な雰囲気の中で居宅サービス計画書に基づいた日常生活上の世話及び機能訓練を行ない、利用者の心身機能の維持・回復を図ることができるよう支援します。 5 サービスの提供にあたって、従業者は常に利用者一人ひとりの人権を尊重し、公正・公平に接します。利用者又はその家族に対して、生活上必要な事項・その他サービスの提供等について、理解しやすいように懇切丁寧に説明し、同意を得て援助を実施します。

5 事業実施地域 営業時間 定員など

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

通いサービス(利用可能時間) 7:00～21:00

通いサービス(基本時間) 9:00～21:00

送迎サービス(基本時間) 8:30～16:40

宿泊サービス(基本時間) 21:00～翌日 9:00

訪問サービス(基本時間) 8:30～16:40

*24時間緊急対応体制をとっています。

*時間をご希望により相談可能です。

*天候不順や自然災害時は通常通りのサービスが提供できなくなる可能性がありますので、予めご了承ください。

(3) 実施地域 弘前市

(4) 利用定員 登録定員 29 人 通いサービス 18 人 泊まり 9 人

6 職員勤務の体制

管理者 1 名 看護師 (常勤 1 名 看護職と兼務)

計画作成者 1 名以上 介護支援専門員 (常勤 1 名 他職種と兼務)

看護職員 10 名以上 看護師 (非常勤 10 名以上 訪問看護ステーションと兼務)

介護職員 10 名以上 介護福祉士等 (常勤・非常勤 10 名以上)

7 サービス内容

(1) 通いサービス

事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し提供いたします。

(2) 訪問サービス

看護：主治医の指示、居宅介護サービス計画書に基づいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。

介護：食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の援助、介護相談、電話連絡等の見守りをいたします。

(3) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助や医療的ケアを提供いたします。

8 サービス計画

(1) サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。

(2) サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金 *詳細は別紙を参照してください。

(1) 基本は月末締め、翌月 10 日以降に請求書をお渡し（郵送）します。

(2) 口座振替又は銀行振り込み（手数料は利用者負担）となります。

(3) 入金を確認後、領収書を発行します。

1 0 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応については、平常時に消防災害計画に基づき防災訓練を年2回以上実施します。24時間非常時に備えて緊急連絡体制を整備し、訓練を実施します。重大な災害については、本部や法人内の事業所と連携して対応します。
- (2) 防災設備、スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、非常用照明、非常通報装置等を設置しています。

1 1 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。
- (2) なお、利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合は速やかに賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と保険契約を結んでおります。）

1 2 協力医療機関・協力歯科医療機関

健生病院	青森県弘前市大字扇町2丁目2の2 電話 0172-55-7717
藤代健生病院	青森県弘前市大字藤代2丁目12の1 電話 0172-36-5181
久米田歯科医院	青森県弘前市大字神田5丁目7の1 電話 0172-33-5531

1 3 苦情及び要望

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

苦情受付担当者：布施 愛

苦情解決責任者：木村 美香

電話：0172-55-9724 FAX：0172-55-9725

受付日：平日（5/1・8/1・土日祝日を除く） 受付時間：8：30～16：30

＊但し、必要に応じて対応いたします。

＊申出人の希望により、第三者委員・看護介護部長へ報告いたします。

(2) 虹の箱

利用者や家族のご意見・苦情等の投書をしていただくために、「虹の箱」を設置しています。法人の院所利用委員会が毎月開封します。

(3) 行政機関の相談・苦情窓口

弘前市役所介護福祉課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1 電話 0172-35-1111 FAX0172-38-3101
青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）	〒030-0801 青森市新町2丁目4番地1号 電話 017-723-1336（代表）FAX017-723-1088
福祉ネットあおもり サービスの苦情・相談窓口	〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 電話 017-731-3039 FAX017-731-3098

1 4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言等を受けるため運営推進委員会を設置しています。

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、弘前市の職員、地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等で構成し、おおむね2ヶ月に1回開催します。

1 5 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又はご家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任を継続します。

1 6 個人情報の取り扱い

事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

1 7 身体的拘束等

- (1) 身体拘束の禁止
事業所は身体拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合
利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
- (3) 身体拘束等をおこなった場合の記録
その対応及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 8 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

- (1) 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。
- (2) 成年後見制度の利用支援をします。
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。
- (4) 職員は、利用者に対して身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。

1 9 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 保険証等の提示：サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証、介護保険負担割合証等の確認をいたします。
- (2) 設備・器具の取り扱い：事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
- (3) 禁止行為：
 - ・職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - ・ハラスメントなどの行為
 - ・サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、録音などをインターネットなどに掲載すること
 - ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為、金品の貸し借りなどの他の利用者に迷惑となる行為
- (4) 所持金品は自己の責任で管理してください。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業者 津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち
所在地 青森県弘前市大字野田二丁目2番地1

統括所長 木村 美香

事業所 指定看護小規模多機能型居宅介護 ナーシングホームたまち
所在地 青森県弘前市大字向外瀬字豊田292の1

管理者 布施 愛

説明者

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____

住 所 _____

家族又は代理人 氏 名 _____

住 所 _____

利用者との関係 _____